

平成18年12月8日付鳥取県公報第7846号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

行 13から16まで

誤 ウ 平成18年鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）又は平成17年鳥取県告示第862号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有すること。

正 ウ 平成16年鳥取県告示第878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）、平成17年鳥取県告示第526号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）若しくは平成17年鳥取県告示第527号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「建設工事入札参加資格」という。）又は平成16年鳥取県告示第974号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）若しくは平成17年鳥取県告示第862号（測量業務等の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有すること。